



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

不正行為抑止法

(2013年、連邦議会 法律 23)

ビルマ暦 1375年5月満月前1日

(2013年8月7日)

連邦議会は、この法律を制定する。

第1章

表題、施行及び定義

1. (a) この法律を不正行為抑止法というものとする。
(b) この法律は、大統領が命令通知で規定する日から施行されるものとする。
2. この法律により処置されるいずれかの犯罪について、国内でいずれの者がこれに従事する場合及び国外でミャンマー国民又はミャンマー国で永住する者が従事する場合、この法律に関わる。
3. この法律に含まれる次の表現は、以下で付与される意味を有するものとする。
 - (a) 「汚職事件」とは、権限者が職権を流用して何かをするため、法律に従うのを回避するため、法律により自らが受けるべき権利をいずれかの者に与えるため、若しくは法律により受けるべき権利の享受を不正に妨げるため、又は賄賂を自己、他人若しくは組織のために関係者に供与し、関係者から受け、若しくは取得するため行為をし、交渉し、約束し、又は何らかの方法で直接若しくは間接に相談することを意味する。
 - (b) 賄賂には、汚職事件のため、代金又はかかるべき費用を払わないで取得し、又は供与する金銭、物、贈答品、手数料、接待及び不法なその他の利益を含む。
 - (c) 「汚職事件で裕福になる」とは、職権を乱用し、及び義務を怠って汚職事件により金銭及び物が増え、義務を回避し、又は金銭及び物を不正に取得することによって裕福になることを意味する。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (d) 「国民関連組織」とは、連邦レベル又は管区若しくは州レベルの、立法・行政・司法のいずれかの権威組織、現行のいずれかの法により国民が構成する組織及びミャンマーの会社法により構成される公開会社を意味する。
- (e) 「公務員」とは、任務が与えられ、又は選任され、給与・費用・賞与を受領し、又は受領せず、立法・行政・司法関連の職務を担当する常勤雇用若しくは臨時雇用の者、国民関連官庁・組織・事業を含む国民関連事業に従事する者又は現行のいずれかの法により公務員として規定される者を意味する。
- (f) 「国外公務員」とは、いずれかの国において任務が与えられ、又は選任され、立法・行政・司法に係る上級の公務員であって、いずれかの国の事業を実行するため構成される庁、委員会、公団その他の組織又は権威組織に勤務する者及び国民関連国際組織の代わりに事業を実行するため義務を課される者を意味する。
- (g) 「現職の政治家」とは、連邦議会の同意により現在において政治家であることを委員会が必要に応じて命令通知書を発行して公表する者を意味する。
- (h) 「高官」とは、政府官庁又は政府組織の指導者として任務する長官、総裁又は同様の職位にある者及び国立又は国立・私立の合弁の会社、庁、公団その他の組織の長官委員、官員、委員又は同様の職位にある者を意味する。この表現には、それらのいずれかの職位に一時的に就任する者も含まれる。
- (i) 「権限者」とは、義務又は司法権若しくは管理権としての権限がある公務員、国外公務員、現職の政治家、高官及び国民関連組織の管理権がある者又は代理人を意味する。
- (j) 「銀行及び金融機関」とは、貸付業、金銭消費貸借及び国民金銭消費貸借関連契約、債務証券その他の許可がある金融関連の実行に当該機関が投資するため、他の者から金銭を集めて源泉とし、又は投資市場において仲介する目的があるミャンマー国の金融機関に係る法律その他の現行の法律により国内に設立される機関を意味する。
- (k) 銀行関連文書には銀行及び金融機関において使用される元帳、銀行の日報、収入の帳簿・会計簿並びに銀行において使用される他の文書、書面及び電子会計簿が含まれる。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (l) 「金銭」とは、ミャンマー中央銀行から発行される法的銀貨、硬貨及び紙幣並びに譲渡できる契約である振込券、送金券、小切手、金銭消費貸借契約、貸金庫契約及びローン保険契約並びに外貨関連契約又は何らかの外貨関係券を意味する。
- (m) 「物」とは、いかなる形であっても、物質として存在するか否かを問わず、触ることができるか否かを問わず、移動可能な物又は移動不可能な物を意味する。この表現には、物に対する利益、権利及び所有権も含む。
- (n) 「代理人」とは、他人のため労働する者又若しくは行為する者を意味する。
- (o) 「犠牲者」とは、いずれかの者が汚職事件を起こすことで犠牲となる者を意味する。
- (p) 「委員会」とは、この法により構成される、汚職事件を撲滅する委員会を意味する。
- (q) 「委員会事務所」とは、汚職事件を撲滅するため、連邦政府組織がこの法により規定し構成する事務所を意味する。
- (r) 「事前調査会」とは、汚職事件で裕福になることにより増加する金銭及び物に対し措置をとり、並びに金銭及び物を国有化するために事前調査して報告するため、委員会により構成される団体を意味する。
- (s) 「捜査会」とは、委員会がこの法により構成する、関連汚職事件を捜査する団体を意味する。
- (t) 「捜査長官」とは、委員会事務所の長官を意味する。
- (u) 「捜査役員」とは、委員会事務所及び捜査長官の下に属する各担当公務員などを意味する。
- (v) この法により、犯罪には、この法に含まれる犯罪につき何らかを共同謀議し、協力し、若しくは援助することも含まれる。

第2章

目的

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. この法の目的は、次の通りである。
 - (a) 汚職事件を撲滅することを国の義務として行うため。
 - (b) 清い政府及び良い行政システムを確立するため。
 - (c) 国民関連行政について名誉及び責任感を向上させるため。
 - (d) 汚職事件により、国が所有する物並びに社会・国民の権利及び利益に影響が及ばないよう保護するため。
 - (e) 汚職事件を起こす者に対し効果的な措置をとるため。
 - (f) 立法及び行政分野を透明化し、国内外の投資により経済を発展させるため。

第3章

委員会の構成、義務及び権限

委員会の構成

5. 大統領、国民代表院議長及び民族代表院議長は、規定する条件に適合する委員5名ずつを選ぶこと。
6. 国民代表院議長及び民族代表院議長は、前条に含まれる規定に従って自らが選ぶ委員の名簿を大統領に送付すること。
7. (a) 大統領は、第5条の規定に従って選ばれた委員合計15名の名簿並びにこれらの委員の内、委員長及び秘書を選任するため委員2名の名簿を連邦議会に提出し同意を得て委員会を構成すること。委員の条件がないことが明らかでない場合、連邦議会は、大統領が提出する名簿の者が委員として就任することを拒否してはならない。
 - (b) 委員会は、大統領に代わり業務を行う。
8. (a) 委員会及び委員会の期間は、一般的に同一の大統領の期間において同一である。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (b) 委員会は、新しい委員会が構成され義務を課されるまで、自らの義務を継続して実行すること。
 - (c) 委員は、2つの期間を超えて務めてはならない。
9. 各委員は、次の条件に適合しなければならない。
- (a) ミャンマー国籍
 - (b) 45歳を超え、かつ、70歳未満である者
 - (c) 大統領、国民代表院議長又は民族代表院議長が選任する者で、真摯で公正な者と認められる者
10. 次に述べるいずれかの条件に該当する者は、委員として就任してはならない。
- (a) 立法・行政・司法関連の任務に就いている者
 - (b) 現行のいずれかの法により、重度の知的障害であると規定される者
 - (c) 宗教団体の構成員である者
 - (d) 裁判所の判決で禁固刑に処せられる者
 - (e) 連邦選挙委員会により選挙権及び被選挙権がないと規定される者
 - (f) 破産宣告を受けた者
 - (g) 汚職事件で処置される者及び職位から除名され、又は解職される者
11. 委員として任命される者については、次のとおりとする。
- (a) 政府の給与、経費及び賞与を受領する職位又は義務を担う者であってはならない。
 - (b) 政府官庁、政府組織、政府の経済事業、庁、公団及び管区関連経営組織の公務員であってはならない。
 - (c) 合弁事業、会社事業又は経済事業を行う組織にて、利益又は収入を配分するため勤務してはならず、又はいずれかの社員でないこと。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

12. 委員は、次で述べるいずれかの事項が生じた場合には、委員から解任させられる。
 - (a) 死亡したとき。
 - (b) 委員の期間が終了したとき。
 - (c) 任意に退会したとき。
 - (d) 第10条及び前条の条件に適合したとき。
 - (e) 法により規定される医療班の検査により、精神と身体の内、いずれかに永久に障害が残ることで、義務を続けて担うことができないことが明らかになったとき。
 - (f) 裁判所の判決で禁固刑に処せられるとき。
13. 委員は、委員会に義務を課された場合、自ら及び家族並びにその運営する会社が所有する金銭、物、義務及び利益の価値を共にリストにして大統領に送付すること。
14. 大統領は、委員長並びに委員、事前委員及び捜査委員の賞与、経費及び権限を規定し、又は変更することができる。

解任

15. 大統領は、いずれの委員が任務を執行する際に、法律に従っていないことが発見され、ミャンマー連邦共和国の憲法若しくは現行のいずれかの法律に違反し、又は委員会の名誉を傷つける事由がある場合には、この委員を選任した人物の同意により解任することができる。

委員会の義務及び権限

16. 委員会の義務は、次のとおりである。
 - (a) 事前調査会及び捜査会を必要に応じて構成し、これに義務を課すること。この会を指導し、及び経営すること。
 - (b) この法に含まれる規定を実現するため、事業委員会及びグループなどを必要に応じて構成し、これらの構成を変更し、これらの義務を規定し、必要であれば当該事業委員会及びグループに委員会の義務を課し、指導し、及び経営すること。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (c) 捜査長官を任命するため、大統領に提案を出すこと。
- (d) 汚職事件を調査するために、事前調査会及び捜査会に対し、事前調査したその結果を報告・提出すること。
- (e) 汚職事件に対する調査結果報告を大統領、連邦議会の議長、国民代表院議長及び民族代表院議長に提出すること。
- (f) 金銭、物、義務及び利益をリストにして提出する権限者の類型、地位及び義務レベルを規定すること。
- (g) 権限者が提出する金銭、物、義務及び利益につき正しいか否かを調査させ、又は捜査させること。
- (h) 年次事業報告を大統領、連邦議会の議長、国民代表院議長及び民族代表院議長に規定に従って提出すること。
- (i) 汚職事件を撲滅するため政府官庁、政府組織及び政府経済事業関連組織などが事業計画又は企画を作成する際に助言すること。
- (j) 汚職事件を禁止し、権限者の真摯さを向上させ、及び汚職事件を撲滅することに国民も参加できるよう、適切な計画を立てて実行すること。
- (k) 汚職事件を撲滅するために、関連政府官庁、政府組織、政府経済組織並びに管区関連管理局及び組織の上級の公務員及び公務員に対して、必要がある場合に関連組織の許可により委員会の義務を課すること。
- (l) 告訴状を調査して受理し、不正な告訴であることが明らかである告訴状を取り消し、及び不正に告訴する者を法的に処置すること。
- (m) 汚職事件に対する建物内の調査、捜査及び証拠押収を規定に従って実行するため捜査会及び捜査役員に権限を与えること。
- (n) 汚職事件を撲滅するため、国際組織、管区関連組織及び他国と協力すること。
- (o) 大統領、連邦議会の議長、国民代表院議長又は民族代表院議長が課する義務を実行すること。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

17. 委員会の権限は、次のとおりである。

- (a) 汚職事件で裕福になった者の、又は汚職事件と関わる金銭及び物を証拠として押収するよう指示すること、押収した証拠を保証書により返還するよう判断すること、及び許可を取り消すこと。
- (b) 捜査会が関連する銀行及び金融機関の捜査事件と関わる金銭及び物などを証拠として押収し、又は金銭関連記録を調査し、若しくは模写し、必要であれば証拠として探して押収するため、銀行及び金融機関の担当者に指示すること。
- (c) この法により、捜査期間内において、証拠として利用できる金銭及び物を変更し、譲渡し、隠匿し、処理し、又は改変することをさせないよう、関連する官庁、組織及び人物に禁止命令を出して封印するよう指示すること。
- (d) 第(b)項により発する命令並びに前項により発する禁止命令及び封印指示を取り消すこと。
- (e) この法を実現するため、関連する政府官庁、政府組織、非政府組織及び適切な人物から必要な援助を受け実行すること。
- (f) この法により構成される事前調査会、事業委員会、事業団体及び捜査会が召喚して来ることのできる証人のため、費用及び交通費を現行の法により支払うこと。
- (g) 捜査会又は捜査役員に対し
 - (1) この法により、権限者が犯罪に従事した場合、当該者に関連する管区又は州の裁判議会において起訴すること。
 - (2) この法により、権限者以外の他の者が犯罪に従事した場合、当該者に関連する審判可能な裁判所において起訴すること。
- (h) 事前調査会の提出を受けて改めて調査し、権限者が金銭及び物につき、汚職事件で裕福になったことが明らかとなった場合、当該者が所有する金銭及び物を国有化する命令を下すこと。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (i) 汚職事件又は汚職事件で裕福になることに対して、根拠がある証拠による報告のため処置できる事件である場合、報告者に対し必要な保護をし、及び規定される賞金を与えること。

起訴

- 18. 委員会は、調査結果報告その他の根拠がある情報により
 - (a) 権限者が汚職事件を犯したことが明らかになった場合、当該者に関連する管区又は州の裁判議会において起訴するよう、捜査役員又は捜査長官に指示すること。
 - (b) 権限者以外のその他の者が汚職事件を犯したことが明らかになった場合、当該者に関連する審判可能な裁判所において起訴するよう、捜査役員又は捜査長官に指示すること。

第4章

汚職事件で裕福になることで所有する金銭及び物に対する事前調査会の構成及び義務

- 19. 委員会は、捜査会の捜査結果報告その他の情報により、汚職事件で裕福になることで所有する金銭及び物につき、それが確かであることの証拠がある場合、押収することについて調査し、報告ができるよう、適切な人物が参加する事前調査会をレベルに応じて構成する。
- 20. 事前調査会は
 - (a) 委員会から課せられる義務により、被調査者に連絡し、当該者自身又は代理人に、反論する権利を与える。
 - (b) 金銭及び物について、必要である人物を召喚し、必要な証言及び証拠を受けることができる。
 - (c) 捜査会の捜査結果報告又は委員会が得られる情報及び反論を検討し、自らの調査、検討及び意見と共に調査結果報告を委員会に提出する。
 - (d) 調査及び捜査に対する各事項を機密として守る。

第5章

捜査会の構成及び義務

21. 委員会は、次の事項に対して法律上処置できるよう調査又は捜査させることができる。
 - (a) 捜査・報告するため、大統領より義務が課せられる。
 - (b) 第43条第(b)項に基づき、現職の政治家である者を起訴するため連邦議員が法律上意見を提出することについて、捜査するため、関連議会の会長より義務が課せられる。
 - (c) 汚職事件を起こす者を法律上処置するため、犠牲者は
 - (1) 委員会に告訴する。
 - (2) この法に基づいて構成される事業委員会、事業団体、事前調査会及び捜査会に告訴する。
 - (3) 関連政府官庁又は政府組織への告訴についてその告訴状を委員会に引き渡す。
22. 委員会は、次の事項を捜査することはできない。
 - (a) 告訴された事件が、委員会による捜査済み事件の場合
 - (b) 告訴状に重要な証拠がない場合
 - (c) 再度告訴された事件に重要な新しい証拠がない場合
23. 委員会は、いかなる委員にも、指導者として、適切な国民が参加する捜査会を構成する権限を与えることができる。
24. 捜査会には、次の者が会員として参加することはできない。
 - (a) 告訴される事件に関連する者
 - (b) 告訴人又は被告訴人を嫌悪する者
 - (c) 告訴人又は被告訴人の親戚
 - (d) 告訴人又は被告訴人とビジネス上関連する者
25. 捜査会は、捜査を実行する場合には、告訴人に嫌疑事件に対する説明をし、証拠書を報告し、又は証拠提出のための期間を決定して連絡しなければならない。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

26. 捜査会が実行する捜査事件において被告訴人は、告訴される事件に関して、自ら又は代理人より反論することができる。
27. (a) 捜査会は、捜査が終了した後に、委員会の会長に捜査結果を報告しなければならない。
(b) 委員会の会長は、前項により報告書を受領してから 30 日以内に、その捜査に対して決定をするため、委員会において会議を行わなければならない。
28. 委員会は
 - (a) 捜査結果報告書により
 - (1) 嫌疑事件に関して根拠がある証拠がないと思われる場合、告訴を撤回することができる。
 - (2) 被告訴人がこの法に含まれる何らかの犯罪に従事すると認められる場合、起訴するため事前に許可を発行し、当該者を関連する裁判所に対し起訴するため、捜査会又は捜査役員に義務を課することができる。
 - (3) 前号に基づき、起訴するための事前許可の発行に関する決定を大統領、国民代表院議長及び民族代表院議長に速やかに事前報告しなければならない。
 - (b) 捜査結果報告書を検討し、いずれの者が汚職事件で裕福になることが明らかである場合、前章に基づき、事前調査会を構成し、これに義務を課して捜査結果報告を提出させなければならない。
 - (c) 追加の証拠の捜査が必要であると思われる場合、報告書を提出する捜査会その他の捜査会に義務を課することができる。
29. 委員会は、被告訴人に対して起訴すべき条件が生じる事件、又は事前調査会で調査して決定する事件において、被告訴人が権限者である場合、委員会が決定する日から被告訴人に任務をさせない。
30. 委員会は
 - (a) 権限者に起訴すべき条件が生じると判断する事件について、その事件のため自らの報告書を第 21 条第 (a) 項に基づいて義務を課する大統領に、又は第 21 条第 (b) 項に基づいて関連議会の会長及び告訴した犠牲者に報告し、これに続き、当該権限者を連邦最高裁判所の手配で処罰するため、連邦政府事務所にも報告しなければならない。
 - (b) 捜査結果に基づき、被告訴人について公務員規律のみにより処罰すべきと思われる場合、当該者の上司である大臣に通知しなければならない。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

31. 委員会の告訴事件捜査中において被告訴人は、辞任することとなるけれども、法律上引き続き処置し、若しくは公務員規律により処置するため、又は関連する金銭若しくは物を国有化するため、捜査終了まで任務を継続することができる。
32. 現行の法律でいかなる規則により規定されるかを問わず、委員会は、この法に含まれる犯罪に関する捜査が必要であると認める場合、捜査会又は捜査役員に、いずれの銀行においても被告訴人の口座を捜査することができるよう、次の権限を与えることができる。
 - (a) 銀行及びいずれの金融機関にある、又はそれらの保管下にある銀行関連資料、口座情報又は書面などを捜査し、又は模写する。
 - (b) 株式表、売買表、経費表又はいずれかの者が銀行に開設する口座を捜査し、又は模写する。
 - (c) 銀行及び金融機関にある貸金庫に保管される物を捜査する。
 - (d) 第(a)項ないし第(c)項に関連する書面、表及び物に関連する他の情報を捜査する。
33. 前条に基づき権限を与えられる捜査会及び捜査役員は、次の条件で、自らが捜査する文書、書面、表及び金銭などを押収することができる。
 - (a) その物等を保管しない場合、捜査し、模写し、又は参考とすることができないとき。
 - (b) その物を押収しない場合、証拠が消される可能性があるとき。
 - (c) この法又は現行の法律に基づき、起訴する場合、その物を証拠として提出する必要があるとき。
34.
 - (a) 委員会は、この法に含まれるいずれかの犯罪に関わる、当該事件に証拠として提出される金融関連契約書を含む動産などについて、銀行及び金融機関の保管下にある旨の情報を取得した場合において、この情報が信頼できるときは、銀行及び金融機関に対し、現行の法律に規定されるか否かを問わず、委員会の命令を取り消し、又は修正するまで、その物又はその物の一部を売買その他の方法で譲渡することを禁止する旨の命令を発することができる。
 - (b) 前項に基づく命令に従う銀行及び金融機関、代理人又は公務員については、犯罪事件又は民事事件として起訴してはならない。
35. 委員会は、この法に含まれる犯罪に関わる金銭又は物が国外の銀行又はいずれの者に保管され、又は預けられることが確信できる場合、その物をいずれの方法によっても譲渡することができないよう、規定に従って手続を実行することができる。

委員会事務所の構成

36. 大統領は、委員会事務所を必要に応じて構成することができる。
37. 大統領は、委員会の意見により、捜査長官を公務員規則に基づいて任命しなければならない。

捜査長官の義務及び権限

38. 捜査長官は、委員会の責任権をすべて引き受け委員会の指示に従って義務を履行しなければならない。
39. 捜査長官は、委員会の指示に従って委員会事務所を指示・管理及び運営しなければならない。
40. 捜査長官は、自らの義務に対する報告書を委員会に対し規定に従って報告しなければならない。

捜査役員の義務、権限及び免除に係る権限

41. 捜査役員は、委員会の指示に従い次の義務を履行しなければならない。
 - (a) 告発状及び告訴状などを受理し、及び捜査すること。
 - (b) この法に含まれる犯罪に従事し、違反を試み、及び犯罪に対し援助することについて捜査すること。
 - (c) 汚職事件を生じさせる政府機関、政府組織、国民関連組織及び団体の業務の性質、システム及び手順などを捜査し、そのシステム及び手順などを必要に応じて変更することができるよう委員会に報告すること。
 - (d) 汚職事件を撲滅するため努力している政府機関、政府組織及び国立組織が要求する場合、意見及び援助を与えること。
 - (e) 汚職事件の撲滅を効果的に実行できるよう、政府機関、政府組織及び国民関連組織の上級の公務員に対し委員会の指導に従って意見を提出すること。
 - (f) 自らの捜査結果などを捜査会に報告すること。
 - (g) 汚職事件を撲滅するため国民に知識を与えること。
 - (h) 委員会に与えられる義務を履行すること。
42. 委員会会員、事前捜査会会員、捜査会会員及び捜査役員は、この法で規定された業務を実行する際、現行の法律に基づいた警察官の権限及び免除に係る権限などを与えられなければならない。

第7章

汚職事件の告発につき大統領、国民代表院議長並びに民族代表院議長及び議員が実行すること

43. (a) 大統領、国民代表院議長又は民族代表院議長は、汚職事件について捜査・報告させるため、委員会に義務を課することができる。
- (b) 国民代表院又は民族代表院の議員は、現職の政治家が汚職事件で裕福になり、職権を乱用し、又は汚職事件を起こしたことを発見した場合、当該者を関連法に従って処置するため、関連議会に通知する。
- (c) 関連議会の会長は
- (1) 前項に基づいた通知の提出を受けた後に、必要に応じて捜査を行い委員会に報告するよう義務を課さなければならない。
- (2) 委員会からの提出によりいかなる現職の政治家が汚職事件で裕福になり、職権を乱用し、又は汚職事件を起こしたことを発見した場合、当該者を関連法に従って処置するよう、通知しなければならない。

犠牲者の告発及び告訴

44. 汚職事件について、又は権限者が汚職事件で裕福になることについて、汚職事件の犠牲者は、規定に従って委員会、委員会事務所、この法により構成される事業委員会、庁、事前調査会、捜査会、関連政府官庁及び組織などに、告発状と共に告訴状を送付することができる。
45. 前条に基づき、告発状又は告訴状を受理する委員会事務所、事業委員会、事業団体、事前調査会、捜査会、関連政府官庁及び組織などは、当該告発状又は告訴状に対して効果的かつ継続的に手続を実行するため、及び必要な指導をするため、規定に従って委員会に速やかに報告する。
46. 第44条に基づき、告発状又は告訴状を送付する者が根拠なくいずれかの人物を害し、又は名誉を傷つける目的を有して告発状又は告訴状を故意に送付したことが明らかになった場合、この法により処置される。

第8条

権限者が所有する金銭、物、義務及び利益に関する公示

47. 委員会は、金銭、物、義務及び利益の所有に関する公示資料を送付する義務がある権限者の名簿を関連官庁又は組織に要求し、調査して発行する。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

48. 前条に基づき、公示資料を送付する義務がある権限者は、自ら及び家族並びにその運営する会社が所有する金銭、物、義務及び利益の表並びに公示資料を、規定に従って委員会に1年ごとに1回送付しなければならない。
49. 権限者は、公示資料を送付する際に
 - (a) 自らの金銭及び物を所有する証拠のコピーを共に提出すること。
 - (b) 物を譲渡・売却する場合、売却から得る所得から所得税を納付した証明を提出すること。
 - (c) 前2項に含まれる金銭及び物を所有する証拠のほか、国内外で得られる金銭、物、義務及び利益の表を共に提出しなければならない。
50. 金銭、物、義務及び利益の公示資料を送付する責任がある権限者が死亡した場合、当該者の相続人、法的な代理人又は出納員は、当該故人が所有していた金銭及び物の表並びに公示資料を規定に従って委員会に提出しなければならない。

第9章

汚職事件で裕福になることにより取得された金銭及び物の国有化

51. 委員会は、捜査会の捜査結果報告により、汚職事件で裕福になることによって権限者が所有することとなった金銭及び物に関する調査結果を提出するよう、事前調査会に義務を課さなければならない。
52. 委員会の指示により、事前調査会は、この法に基づき必要な証拠を取得し、その金銭及び物を国有化すべきか否かについて、意見と共に調査結果報告を委員会に提出しなければならない。
53. 委員会は、事前調査会が報告する調査結果報告書を検討し、その金銭及び物について
 - (a) 汚職事件により取得された金銭及び物であることが明らかになった場合、その金銭及び物などを国有化する旨を命令しなければならない。
 - (b) 適法に取得した金銭及び物であることを権限者が証明できる場合、その金銭及び物などを返還しなければならない。
54. 委員会は、証拠として押収した金銭及び物などについて、捜査対象者以外の者が善意により法律的に譲渡済みであることの証拠が明らかである場合、その者に返還しなければならない。

第10章

犯罪及び罰則

55. 現職の政治家である者については、いかなる者も汚職事件を犯したことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、この者に15年を超えない禁固及び罰金を科することができる。
56. 現職の政治家である者以外の他のいかなる権限者も汚職事件を犯したことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その者に10年を超えない禁固及び罰金を科することができる。
57. 現職の政治家である者及び権限者以外の他のいかなる者も汚職事件を犯したことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その者に7年を超えない禁固及び罰金を科することができる。
58. いかなる者もこの法に含まれる犯罪に関連する金銭及び物について、処置できないため隠匿し、滅失させ、変更し、又は譲渡することが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その者に5年を超えない禁固及び罰金を科することができる。
59. いかなる者も根拠なくいずれの者を害し、又は名誉を傷つけるため故意にこの法に含まれる犯罪に従事し、又は汚職事件で裕福になった旨を不正に報告し、告訴し、保証し、証明し、又は他人にこれらをさせたことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その者に5年を超えない禁固及び罰金を科することができる。
60. いかなる者も委員会に義務を課される団体が発する命令に従わないことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その者に6ヶ月を超えない禁固若しくは罰金を科し、又はこれらを併科する。
61. いかなる権限者もこの法により委員会が規定する期間内に金銭、物、義務及び利益に関する証拠などを提出することにつき故意に懈怠し、この証拠を不正に提出し、又は情報を隠匿したことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その者に5年を超えない禁固及び罰金を科することもできる。
62. 銀行及びいかなる金融機関の権限者もこの法に含まれる犯罪について、次の行為を犯すことが明らかであることにより刑罰を受ける場合、その行為のため、その者に5年を超えない禁固及び罰金を科することができる。
 - (a) 委員会に義務を課される捜査会が法的任務をすることを拒否すること。
 - (b) 委員会が禁止する銀行及び金融機関にある金銭及び物を委員会の許可なく引き渡し、又は譲渡すること。
 - (c) 捜査に関連する金銭及び物に関する記録などを消去し、変更し、若しくは修正し、又は委員会の許可なく譲渡すること。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

63. いかなる者も、この法に含まれる犯罪に従事するためこれを試み、協力し、共同謀議し、管理し、又は援助する場合、その犯罪により所定の罰則を適用される。

第 11 章

雑則

64. 被疑者は、自らが所有する金銭及び物を、適法にどのように得たのか、又はいずれの収入により得たのかを証拠により証明する義務がある。
65. この法に含まれる犯罪により起訴する場合、任務に従事する捜査会又は捜査役員は
- (a) 現職の政治家である者を起訴する場合、連邦政府の同意を経て委員会が発行する事前許可を取らなければならない。
 - (b) 議員を起訴する場合、現行の法律に基づき、事前許可を取らなければならない。
 - (c) 現職の政治家である者及び議員以外の者を起訴する場合、委員会が発行する事前許可を取らなければならない。
66. この法に基づき起訴する汚職事件に関する証拠については、裁判所に提出するのが不便である場合、その証拠の裁判所への提出を不要とし、いかに管理しているのかを報告書又は関連する書面を証拠として提出することができる。このように提出することについて、関連する裁判所は、裁判所にもとの証拠を提出するものとみなす旨を定め、法律に従い指示しなければならない。
67. この法に含まれる規定を実現する際に、善意により実行する委員、事前調査会会員、捜査会会員、捜査役員、事業員、委員会事務員、委員会、事前調査会、捜査会及び委員事務員の代理人を民事事件、刑事事件その他の事件で処置してはならない。
68. 汚職事件に関連すること、汚職事件で裕福になること又は金銭及び物を捜査し、及び処置することについて、他のいかなる現行の法律に規定されるか否かを問わず、この法のみに従って処置しなければならない。
69. この法で処置できる犯罪を、警察官が処置できる犯罪として規定する。
70. 委員並びにこの法により構成される事業委員、事業員、事前調査会会員、捜査会会員、捜査役員及び委員会事務員は、これらを公務員として規定する。
71. 委員会並びにこの法により構成される事業委員会、事業団体、事前調査会及び捜査会などの経費及び委員会事務所の経費のため、連邦政府は、財政を分けて確立しなければならない。
72. この法に含まれる規定を実現するため、



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (a) 委員会は、連邦政府の同意により規則、規定及び規律を公布することができる。
- (b) 委員会は、必要に応じて、命令通知書、命令指示及び手順などを公布することができる。

73. 1948年の汚職禁止法（法令番号：67/1948）をこの法により廃止する。

ミャンマー連邦共和国の憲法に基づき、私はここに署名する。

Sd/テイン・セイン

大統領

ミャンマー連邦共和国